

議 長	局 長	次 長	局長補佐	局長補佐	係 長	書 記

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年1月19日(水)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後3時58分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	伊藤主任主事			
出席説明員	八重樫商工労働部長、畠山千厩支所産業建設課長ほか 三浦観光物産課長ほか 嶋原建設部長、藤倉都市整備課長ほか			
本日の会議に 付した事件	(1)千厩酒のくろ交流施設の使用料の見直しについて (2)一関市観光振興計画の策定について (3)一関市公園条例の一部を改正する条例の制定について (4)一関市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (5)災害公営住宅への一般入居について			
議事の経過	別紙のとおり			

# 産業建設常任委員会記録

令和4年1月19日

(午後1時30分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

お諮りいたします。

本日の調査に当たり、当局から商工労働部長、建設部長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議がありませんのでさよう決しました。

直ちに議長を通じて、商工労働部長、建設部長の出席を求めることといたします。

それでは、1の千厩酒のくら交流施設の使用料の見直しについてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

八重樫商工労働部長。

商工労働部長:市におきましては、公共施設の使用料の見直しを行っているところでございます。

この中で千厩酒のくら交流施設の使用料の見直しにつきましては、公共施設の使用料検証指針で個別に行うこととされております。

というのは、全体の見直しとは個別に切り離して、個別に見直しをすることとされているということでございます。

このたび見直し案を作成いたしましたので、見直しに当たっての考え方、見直し後の使用料について千厩支所より説明いたしますのでよろしく願いいたします。

委員長 : 畠山産業建設課長。

産業建設課長 : それでは御説明をさせていただきます。

まず施設の概要ですけれども、千厩酒のくら交流施設は千厩地域の商業、観光、交流の拠点施設でございます。

明治から大正時代に建てられました佐藤家住宅と横屋酒造は、国の登録有形文化財でございます。

管理運営は、指定管理者であります千厩まちづくり株式会社が行っております。

使用料設定の経緯について御説明をいたします。

資料の図1をごらんください。

現在の使用料ですが、旧千厩町が千厩町立体育館条例や、千厩町立公民館条例を参考

に設定した使用料を合併後も継承しております。

他の公共施設と比べますと、やや高めの料金設定になっております。

市は平成 28 年度に、千厩酒のくら交流施設活用計画を策定いたしました。

市民からより愛され、利用される施設をつくるために、低料金で利用できる施設、年代を問わず集まりやすい施設を基本方針の第一に掲げました。

そこで今回の見直しでは、使用料の見直しとあわせまして貸室区分の見直しも行いまして、市民がこれまで以上に利用しやすい施設を目指します。

見直し内容について説明をいたします。

図 2 をごらんください。

オレンジ色の部分が今回見直しを行う施設で東蔵、主屋、新蔵、文庫蔵、庭です。

見直しの内容について御説明いたします。

まず、貸室区分の見直しについてです。

図 3 をごらんください。

これまで 2 階のフロア全部を貸し出しておりました母屋 2 階座敷は、市民が利用しやすいように各室ごとに貸し出しをしたいと考えております。

あわせて、利用の希望が多く寄せられております 1 階も、2 階同様に各室ごとに貸し出しをしたいと考えております。

次に、使用料の見直しについてです。

見直し案は、公共施設の使用料の改定案を参考に算定または設定をいたしました。

また、昼間と夜間の時間帯別料金を廃止したいと考えております。

施設ごとの使用料の見直し案を説明いたします。

表 1 をごらんください。

青色部分が現行の使用料です。

オレンジの部分が見直し案です。

上から順に御説明をいたします。

酒造施設は現行のままとし、見直しを行いません。

現在、岩手銘醸さんに貸し出しをしております。

上限額は月額 40 万円です。

東蔵はライブコンサート、講談、パーティーや集会など多様なイベントに利用されております。

現行の使用料の上限額は、9時から18時が1時間4000円。

18時から22時が1時間5000円です。

見直し案は、公共施設の小ホールの使用料改定案を参考に設定し、上限額は1時間1200円とします。

母屋2階座敷は、会議、教室、ワークショップ、展示イベントなどに使われております。

現行使用料の上限額は、2階のフロア全体を貸すような方式となっておりまして、9時から18時が1時間1600円、18時から22時が1時間1800円です。

見直し案は、各室ごとに貸し出すこととし、公共施設の会議室の使用料改定案20平米ごと、1時間100円を参考に算定いたしました。

上限額は、大広間が1時間300円、広間が1時間200円、陰部屋1と陰部屋2がそれぞれ1時間100円です。

次に、1階各室です。

茶の間が1時間200円、応接間が1時間200円、仏間、下の広間、奥の部屋、奥の客間がそれぞれ1時間100円です。

新蔵と文庫蔵は楽器演奏やバンド練習などに使われております。

現行使用料の上限額は、新蔵、文庫蔵とも9時から18時が1時間800円、18時から22時が1時間1000円です。

見直し案は、20平米ごと1時間100円で算定し、上限額は、新蔵、文庫蔵とも1時間300円です。

庭は撮影会やコスプレイベントなどに利用されております。

現行使用料の上限額は、9時から18時が1時間1400円。

18時から22時が1時間1800円です。

見直し案は、20平米ごと1時間100円で算定し、上限額は1時間1000円とします。

なお、1時間1000円は公共施設の会議室の使用料改定案の上限額となっております。

以上が、千厩酒のくら交流施設の使用料の見直しに係る説明になります。

委員各位の御意見、御助言等をお願いしたいと思います。

委員長：ありがとうございました。

これより質疑、意見交換を行います。

千田恭平委員。

千田（恭）委員：この改定案については、よろしいと思います。

立地が私の自宅から徒歩1分のところにありまして、近所の方も頻繁に利用している施設ですし、私も子供のころから親しんだ施設であります。

個人的にも借りたことがあるのですが、その時の感想は随分高いなという印象でしたので、このように細かく区分をして見直しするという事は、今後近所の方にとっても、利用しやすい状況が生まれるのではないかと考えて賛成であります。

また、けさの新聞報道でこの酒のくら交流施設について、市民の方からコメントを求めるといような記事がございましたけれども、たしか26日までと、これについて現在の状況とか、どういった形で寄せられているのかそのあたりについても御報告があればお願いしたいと思います。

委員長：畠山産業建設課長。

産業建設課長：現在パブリックコメントを実施しております。

意見の募集期間は1月13日から26日までの14日間としております。

見直し案及び意見の回収箱の設置は、本庁の商政課、千厩支所産業建設課、それから千厩酒のくら交流施設、千厩図書館、千厩、小梨、奥玉、磐清水の各市民センター、千厩農村勤労福祉センター、千厩農村環境改善センターということで千厩地域内の公共施設

に配置しております。

それから市のホームページでお伝えをしております。

これまで寄せられたものでございますけれども、今のところ1件だけパブリックコメントがございました。

内容については、基本的には賛成というような内容でございますけれども、文化財施設でもあるので、文化財施設としての維持修繕のほうもあわせて検討していただきたいというような内容でございました。

委員長：千田恭平委員。

千田（恭）委員：最後にひとつ。

今回の見直しについては実施時期というのがあると思います。

通常であれば、周知期間と考えると来年の4月というのが1つの基準の時期かと思うのですが、もし可能であれば改定料金の見直しは市民の望むところですので、可能な限り、早い実施ということで実施時期を早めるような工夫をお願いしたいと付近の住民としては思っているところですので、それについてコメントがあればお願いしたいと思います。

委員長：畠山産業建設課長。

産業建設課長：当初の予定は令和5年4月の施行を考えておりました。

今、委員から御意見がございましたので、今後指定管理者、それから地域の皆さん等とも話し合いの場を持ちながら実施時期については再度検討していきたいように思っております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：私のほうからも基本的にはこの方向性に賛同し、利用したい人が安く利用できるという状況はいいと思うのですが、全体をちょっとトータル的に見たいと思って質問しますが、今はコロナ禍の状況で、あまり現在の状況が参考にならないのかもしれませんが、コロナ禍前を1つの基準としていただいて、その場合の利用状況の時に、この利用料金でどのように収支が変わるのかというところをもし算出していましたら教えていただきたいというのと、こういった改定をするには、恐らく何らかのデメリットというのかわからないですけれども、こういったメリットの部分とデメリットとして考えられることが今想定されているのであれば、教えていただければと思います。

以上2点お願いします。

委員長：畠山産業建設課長。

産業建設課長：委員がおっしゃったとおり、現在はコロナ禍の中で非常に利用が落ち込んでおり

ます。

参考までに令和元年度の利用者数は1万6476人、令和2年度は5822人でした。

コロナ禍前の平成28年度から平成30年度の利用者数につきましては、年間2万人前後で推移をしております。

直近5カ年の平均は、施設の利用が4339人、それから文化財施設としての内覧や見学利用が1686人、自主企画利用が1万1253人。

この自主企画利用のうち、千厩ひな祭りが8655人、その他の利用が1771人、合計1万9049人というのが5カ年の平均になってございます。

使用料を値下げすることで、指定管理者の運営等についてでございますけれども、今回見直しをしようとしております、主屋、東蔵、新蔵、文庫蔵、庭の使用料収入については、平成28年度から令和2年度までの直近5カ年の使用料収入の平均額は27万1000円です。

酒のくら交流施設の全体の収入合計の平均が733万6000円となっております、こちらに占める割合が約3.7%ということでございます。

今回の見直しでは、値下げによる利用者増を逆に想定しておりまして、指定管理者とこれまで3度の協議を重ねてまいりましたが、指定管理者から値下げをすることによって、使っていただける新規の顧客層についても御報告をいただいております。

この結果、使用料の見直しが施行される予定である令和5年度の計画は、使用料収入35万9000円を見込んでおりまして、収入合計に対して割合は5.5%ということで、現在の3.7%よりは若干上がる見直しをしております。

デメリットにつきましては、これまで、言葉はあれですけれども、大きな料金を払っていただいたお客様がいらっしゃいます。

その企画展示等で数万円という利用料が入ってきたものが、見直すことによって、若干安くなるということがございますけれども、見直し後の利用状況について、これまでいろいろと協議を重ねてきた結果、先ほど御説明申し上げましたとおり、トータルとしては使用料収入がふえるというような見込みをしておりますので使用料収入についてのデメリットはないというように考えております。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：先ほどのパブリックコメントのところでも触れられた、これは指定文化財ではなく登録有形文化財で、使っていく文化財、その価値が指定文化財とはまたちょっと違う価値はあるけれどもふだんの産業活動、経済活動で使っていく、文化財としての価値を見せてくださいというような趣旨のものだったと思いますけれども、これは結局、今一関市の所有になったために、傷めばまず所有者が直さなければならない。

まず指定文化財と違って基本的に登録文化財は補助を期待できない。

そういうものなわけなのでございますけれども、この施設の修繕とかそういうものについて、まず差し迫ってどういうものがあるか、あるいは少し長期的に見た場合に比較的大きいいわゆる修繕費、一関市が負担しなければならないものになるわけなのでございますけれども、その辺のことについてどのように今、捉えているか、お示しいただきたいと思っております。

委員長：畠山産業建設課長。

産業建設課長：まず当面見込まれる修繕についてでございますけれども、主屋のかわやがちょっと傾いております、この修繕が必要です。

それから主屋の外壁、これは土壁なものですから、なかなかイタチごっこで、直してもまた雨漏りがするというようなことが続いております。

それから西洋館の内壁、東蔵の屋根など、約 1000 万円が見込まれます。

引き続き、利活用計画や年次計画に基づく予算要求をしまいたいというように思っております。

委員おっしゃるとおり、施設は国の登録有形文化財であります。

維持費とか修繕費を考慮すれば、これからいろいろお金がかかってくるのではないかなという御指摘、そのとおりでございます。

それで佐藤家住宅と横屋酒造につきましては、計画的な維持修繕が必要であると考えております。

先ほどの使用料に戻りますが、現在の使用料というのが先ほど御説明いたしましたとおり、使用料収入につきましては、平均 27 万円ということで収入合計に占める割合は約 3.7%です。

仮に多少増額をしたとしても使用料収入で、文化財保護に必要な資金を確保するというのは大変困難であるというように考えております。

そこで、今後どのように考えているかということについてのお答えでございますけれども、利活用計画を作成する際にさまざまな歴史的建造物調査修復の専門家とか、それから文化財課などと協議をしながら、施設修繕をこれまでも実施してまいりました。

酒のくら交流施設は全部で約 9000 平米ぐらいの土地がありまして、建物だけで大体 5500 平米ぐらいの面積があります。

この中で、例えば佐藤家住宅とか西洋館のように、非常に文化財として価値の高い施設、それから利用実績の多い東蔵、こういったところは今後も重点的に維持修繕を行っていく必要があるというように考えておりますし、老朽化が非常に顕著で活用できない施設とか、利活用度合いの低い施設については、場合によっては登録を解除して、解体撤去するという検討も今後は必要になってくるというように考えております。

文化財保護に必要な資金の調達等については、所有者である一関市だけで施設を維持して歴史文化を継承していくということは、これから大変困難になってくるということも想定しております。

地域社会全体で支える仕組みなどが必要であるというように考えております。

新たな資金調達の方法等についても、今後検討してまいりたいというように考えております。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：ここでの議論ではないのですが、一関地域の世嬉の一酒造も登録文化財ですよ

ね。

あそこは、維持修繕は全て、世嬉の一さんがなさっているというようなこともありますから同じように酒造施設とか、酒造りのところだったということもありますので、その酒造文化というものが、今、一関市ではお酒を直接つくっているところが花泉地域の磐乃井酒造株式会社さんがあるけれども、そういうこともあるのでその何とも痛しかゆしなのですが、確実に先ほど申し上げたように登録文化財は使って維持してなんぼというようなものですから、そしてこのところのその施設の本来の目的はその酒造会社というか酒造施設だったというのを交流施設というような形で、本来のその文化財として見た時のものとまた違った形になっているものですから、そのあたりも十二分にいろいろ難しい要件がたくさんありますけれども、望ましいものを追求していただきたいと思います。

委員長：小山委員。

小山委員：使用料についてはいいのではないかと思います。

それで安くなって、皆さんが利用しやすい状況ができたということで、継続して使うという形の算定方法はここでは出さないのですか。

1週間部屋を借りて催し物をするという場合の算定方法とかは出してあるのか伺います。

委員長：畠山産業建設課長。

産業建設課長：現時点で条例に記載されている金額というのが、時間単価になってございます。

先ほど来お話しが出ております、岩手銘醸さんにお貸しをしている酒造施設につきましては、継続で利用しているということで月額でお貸しをしております。

そのほかの施設は全て1時間幾らという貸し方をしております。

継続して1週間という場合にどうするのかということでございますけれども、現時点では時間単価で計算をさせていただく方向で検討しております。

なお、公益的に減額免除等が認められるような活動であれば、そちらについては、減額免除の対応をしていくというようなことで考えております。

委員長：小山委員。

小山委員：時間単価ということですが、朝9時から午後5時まで貸すのですか。

委員長：畠山産業建設課長。

産業建設課長：失礼いたしました。

朝9時から夜10時までです。

現行では9時から18時、18時から22時ということで昼間と夜間と2つに料金が分か

れているというような書き方をしております。

委員長：小山委員。

小山委員：継続して貸すときは、夜の部分も加算になって24時間ということで継続するということですか。

委員長：畠山産業建設課長。

産業建設課長：9時から22時までの料金ということになりますので、22時以降はとりません。

委員長：そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ質疑、意見交換を終わります。

以上で、千厩酒のくらの交流施設の使用料の見直しについての調査を終了します。

当局の皆さん、お忙しいところありがとうございました。

職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

（休憩 13：57～13：58）

委員長：再開します。

一関市観光振興計画の策定についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

八重樫商工労働部長。

商工労働部長：一関市におきましては、令和4年度から令和8年度までを対象といたします一関市観光振興計画案を、皆様に御紹介できる段階まで策定いたしましたところでございます。

内容に関しては詳細ありますが、特徴的なこととしては初めて新型コロナウイルス感染症関係の項目が新たに1項目設けられたということで、恐らく今回の計画が初めてで最後になるのかなというように考えておるところでございます。

それでは内容のほうを担当課長から説明させます。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：それでは、現在、策定作業を進めております一関市観光振興計画の概要、方向性について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料は、一関市観光振興計画（R4～R8）（案）の概要というものを主に使わせていただきます。

まず1つ目、策定の目的でございますけれども、一関市観光振興計画は本市及び周辺の多彩な観光資源を現下の観光動向を踏まえながら的確に発信し、交流人口等を増加させ、本市の観光はもとより地域産業の振興を図ることを目的に策定するものでございます。

2の計画の位置付けでございますけれども、これにつきましては一関市総合計画後期基本計画を上位計画とする観光部門計画として位置づけるものでございます。

なお、この観光振興計画につきましては、法律に基づいて策定する法定計画ではございませんで、任意に策定するものでございます。

ただし、参考とする上位計画といたしましては国の観光立国推進基本計画、これは計画期間が平成29年度から令和2年度までの4年間、それから岩手県ではみちのく岩手観光立県第3期基本計画、これは計画期間が2019年度から2023年度、令和5年度までの5カ年間になりますが、これらが上位計画としてございます。

なお、計画期間が終了しております観光立国推進計画につきましては、本来令和2年度中に策定される予定でありましたけれども、現在、観光庁において策定作業を進めているところでございます。

今後の方向性等が、まだ明確に示されきれていない状況での作業という形になってございます。

3の計画の期間につきましては、令和4年度からとし令和8年度までの5年間といたします。

4の観光を取り巻く現状ですが、観光を取り巻く最近の情勢、それから岩手県における観光の動向、そして国及び岩手県の観光施策、そして一関市の観光の現状ということで記載をしております。

観光振興計画の14ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらは入込数の推移というグラフでございます。

このグラフの中で、令和2年度が大きく減っております。

これはやはり新型コロナウイルス感染症の影響で入込客数の延べ人数は140万9039人回ということで、令和元年度から比較しますと80万1651人回減少、減少率とすると36.26%という現状でございます。

15ページから18ページには入込客数のデータがグラフとして示してありますので、後で御確認をいただきたいと思っております。

それでは概要の説明資料の5、一関市の観光の課題でございます。

これにつきましては5つ掲げてございます。

1つ目、平泉との連携強化による一関ブランドの発信。

2つ目、観光資源の活用と情報提供の充実。

3つ目、観光に関する受け入れ態勢の整備。

4つ目、広域連携の推進。

5つ目、インバウンド誘客の推進ということで記載してございます。

この課題につきましては、計画の19ページから25ページにありまして、点が実績で黒丸が課題というようなことで表示をしております。

続きまして、6の計画の体系でございますけれども、基本理念といたしましては、恵

まれた自然と悠久の歴史が育むいやしの里いちのせきということで、前期の計画を踏襲してございます。

今回策定する計画につきましては、前期計画、平成28年度から令和3年度までを計画期間とする計画がございますけれども、これの時点修正、新たな課題としては計画策定時に想定していなかった新型コロナウイルス感染症の流行、収束を見据えた対応が大きな修正点というようなことになってございます。

基本理念の下に青で基本方針、その隣に観光振興戦略、そして緑色で重点的取り組みというように記載してございますが、基本方針の1から4までにつきましては先ほど申しましたとおり、基本的には時点修正と文言の見直しというような内容でございます。

基本方針の5として新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた観光施策というところでございますが、ここを新たに設けてございます。

前はインバウンドの推進でございました。

観光振興戦略といたしましては5つございまして、①新たな観光資源の開拓と観光需要への対応、②安全安心な受入態勢の推進、③ワーケーション・プレジャーの推進、④インバウンドの推進、⑤持続可能な観光の推進ということで掲げてございます。

その隣の重点的取り組みといたしましては、それぞれに対応したような形で記載してございますので、御確認をいただきたいと思っております。

それでは7の計画の指標でございます。

これにつきましては、前期計画と同じように2つございます。

年間観光入込客数と外国人観光入込客数でございます。

参考指標として観光消費額を新たに設けてございます。

年間入込客数それから外国人入込客数につきましても現状値を令和元年度にしております。

それぞれ221万人回、外国人につきましては4万2700人回としております。

目標年度の令和8年度に同数を目指すという形にしております。

右側の目標設定の考え方ですけれども、これにつきましては一関市総合計画後期基本計画において、感染症の影響を踏まえ、現状値への回復を目指しているということから、総合計画と整合を図ってございます。

観光消費額につきましては、現状で124億円、目標についても同じ考え方で124億円ということで考えております。

これにつきましては、参考指標としての観光消費額は岩手県観光統計や、世界遺産平泉・一関DMOのKPI調査結果等を参考に、統計量として独自に推計としたものでございます。

これにつきましては、市独自の推計により今申し上げましたとおり統計量としての観光消費金額を盛り込んだところでございます。

実績とか実態をあらわす数字というような考え方ではございません。

統計量としての観光消費額ということで掲載しております。

次に、8の計画推進体系につきましては、市民、観光関係団体等DMO及び市がともに連携し、観光をめぐる環境の変化に対応した有効な取り組みを行っていくことが必要であり、それぞれが担う役割を明確にし、本計画を着実に推進しようとするものであり

ます。

丸の1つ目は、市民と観光関係団体等及び市の役割ということでそれぞれ記載しております。

市民の役割は、住む場所、観光地の清掃活動、観光ガイド、各種イベントへの参加やSNSなどを通じた情報発信による本市の魅力アップにつながる身近な活動に積極的に取り組むことが期待されるということで記載しております。

それから観光関係団体等の役割ですが、観光客のニーズに対応した商品造成やイベントの企画に取り組むとともに、地域内経済循環を高める視点を持って、各種サービスの向上やおもてなし力の向上、情報発信にもこれまで以上に積極的に取り組むことが期待されているというように記載しております。

DMOの役割ですが、これについては行政や観光関係事業者を初めとするさまざまな産業の事業者や地域住民等の多様な関係者を調整し、地域全体での戦略的な観光地域づくりと地域内経済循環の推進を主導していくことが求められるというように記載しております。

市の役割といたしましては、一関市観光協会や世界遺産平泉・一関DMO、地域の観光事業者、観光分野以外の関連事業者等、市民との密接な連携のもと、総合産業としての観光産業の振興策を定めるとともに、地域資源を生かした観光産業の振興に取り組むというように定めております。

次は観光振興に関する施策の評価でございますが、これについては新たに追加した項目でございます。

内容といたしまして国内外の観光を取り巻く社会情勢の変化を踏まえながら、市民、観光関係団体等、DMO、市が連携を図りながら推進しますが、年度ごとに観光審議会において観光振興に関する施策の評価を行いながら実効性を高めていこうとするものであります。

9の策定までのスケジュールでございます。

本日から今月いっぱい、パブリックコメントを実施しております。

ホームページで公開しております。

それから、産業建設常任委員会で意見を頂戴するというようになっております。

2月に入りまして第5回の一関市観光振興計画策定委員会、それから第3回一関市観光審議会、市長、副市長説明を経て庁議で説明をして市長決裁、3月中には公表というようなスケジュールで考えてございます。

10の策定の方法でございますけれども、これにつきましては一関市観光審議会条例、それから一関市観光振興計画策定委員会設置要綱に基づきまして、観光審議会及び策定委員会で策定するというような手続で進めてございます。

観光審議会は3回、策定委員会は5回の開催を予定しております。

一番下の丸の策定経過になりますが、今お話ししましたとおり観光審議会は2回開催しております2月15日に最後の審議회를予定しております。

策定委員会につきましてはこの後、2月7日に最後の計画案の検討ということで予定しております。

駆け足で説明させていただきましたけれども、どうぞよろしく願いいたします。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

千田良一委員。

千田（良）委員：先ほどの計画書の案 14 ページを見せてもらいましたが、次の 15 ページにエリア別観光入込客数というのがあって、ここでコロナ禍の影響が出る前のところなのですがこの理由、背景を教えてください。

室根山の入込客数が平成 29 年度までずっと低い数字だったのが平成 30 年度に 3 カ所を抜いて急激に上がったのですが、その背景というのは何かということが 1 つ。

それからあとは、計画書のこのまとめのところに戻って 6 の計画の体系で 4 番で広域連携の推進ということで確かに今までは端的な言葉で言えば、私の理解とすれば栗登一平という言葉がすぐ浮かぶのですけれども、今後もそういうことが広域連携の中には入っていくのかどうかということと、室根地域と隣接する宮城県気仙沼市もいろいろな観光資源を持っているわけですが、そちらともその連携というようなことについてはどのように考えたらいいのか、その 2 つについてお示してください。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：まず 1 点目でございます。

15 ページのエリア別の観光入込客数で平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、室根山の入込客数がふえているというものですけれども、これにつきましては平成 29 年度に道の駅むろねがオープンしまして、その数字もこの室根山入込客数の中に含まれてございます。

表示は室根山なのですが、ここにアストロロマン大東であったり、きらら室根山天文台であったり、その周辺の施設を全て含まれておりまして、一番大きな要因としましては道の駅むろねが開業したことに伴う増ということになります。

それから 2 点目の広域連携の推進の部分ですけれども、栗登一平も入るのかということと、これにつきましては観光分野としては基本的にこれまでと同様に連携しながら、誘客に努めていくというような方向性を持ってございます。

それから宮城県気仙沼市との関係でございますけれども、一関市から気仙沼市まで、JR 大船渡線という鉄路もつながっておりますので、そういったものの活用を検討しながら連携して、栗登一平の枠組みになるか、あるいは独自の連携という形になるかですけれども、いずれ連携しながら取り組んでいくということで考えてございます。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：道の駅がオープンしてふえたのだということですが、そうするとほかの入込数のところにはその道の駅の数も入っているということだと理解をいたしました。

まずそれでいいですか。

委員長　：三浦観光物産課長。

観光物産課長：道の駅のデータにつきましては道の駅巖美溪は巖美溪というところに含まれてございますし、あとは道の駅かわさきにつきましてはその他のオレンジの中に含まれているというような整理でございます。

委員長　：千田良一委員。

千田（良）委員：今の入込数のお話しは了解しました。

それから広域連携の推進ですが、例えば室根地域にお住まいの方々の気仙沼市との関係というか、その日常のつながりとか、そういうものを考えたときにその鉄道網なのですけれども、私たちがこちらで感じるよりも相当密だと推測しているわけなのです。

そして、旧一関市でも今も気仙沼市との関係は友好都市というようなことで、友好都市とそれから栗登一平の関係を考えたときに、それぞれ別でいいのだということで今まで来たのかなと私は捉えているのですけれども、まして気仙沼市とは災害の時にこちらから職員も派遣をするし、あちらで被災した人たちを室根地域と千厩地域に応急に住宅をつくって、そこで生活をされたというようなことで非常に密接な関係だと思います。

そうした時に、これから努力していくという話だととったのですけれども、そうすると今までのそういうものというのは一体何だったのだろうかなど、ということも思いながら、結婚と同じで相手があることですから、こっちがいいと言ってもあっちのほうが、いやいいですと言われるとそれまでなのだけれども、そういうことを考えると市が接している大きな自治体である気仙沼市ですのでそのあたりの関係を、もう少し連携を密にできるようなことを望みたいと思います。

先般、NHKの朝ドラのおかえりモネ、これは気仙沼市があつて室根地域から藤沢地域、花泉地域がつながっているのですが、そこに触れないで、そのまま登米市のほうに行ったりして、私は見ていて非常に寂しいなと思ったのです。

気仙沼市も歴史的に言えば、陸奥の国、旧伊達領ですから、やはりそのあたりは思いを共通できるような、そういうことができればこの地域としてのこと全体として考えれば望ましいし、その手がかりというか材料になるのは観光とかそういうところかなと思ったりもしますので、そういうことも考えながらいろいろ進めていただくといいのかなと思います。

最後は意見になりました。

委員長　：八重樫商工労働部長。

商工労働部長：今、御提案とか御意見のほうをいただいたわけですが、確かに栗登一平に関しては市長改選後も引き続き一関市のほうではもちろん観光に限らず、全ての分野において関係性は維持していくと。

それで今お話しがあった気仙沼市に関しても同様にとということで、関係性を構築していきたいというような市としての意向はあるということでございます。

ただ、いわゆる栗登一平気ということで、栗登一平にまぜるというのはそれこそ相手のあることですので、その辺は明確には決まっていませんけれども栗登一平同様、気仙沼市ともいい関係性を築いて、相互に協力しながら事業であったりとか、そういったものを連絡を取り合ってやっていきたいというような意向で現在内部の事務のほうは進めているところでございます。

以上です。

委員長：岡田委員。

岡田委員：計画の体系のところですけども、数々の重点取り組みになるわけなのですけれども、特に当市ならではと言いますか、目玉というかこれまでの好評な部分というのがどういう部分なのかというのを御紹介いただければと思います。

それと新型コロナウイルス感染症がやはり先ほど話の中でも大きく影響しているということで、いろいろインターネットなどで各地の取り組みを見ますと、やはり1人で訪れても安心な、そういう観光に取り組んでいるところが近年全国的にいても地域からも望まれているという状況にあると見受けたのですけれども、そういうコロナ禍の状況でも安心して取り組める事業というのは何か新たにあるのか、御紹介をお願いしたいと思います。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：これまでの実績として、当市ならではの取り組みというところでございますけれども、やはり一関市は世界遺産平泉の隣町ということでもあります。

やはりそういった平泉町とのつながりを生かしたイベントでありますけれども、例えばバルーンフェスティバルであったり、もちについても平泉町と一緒に実行委員会を組織して取り組んでおりますし、地ビールフェスティバルにも平泉町の皆さんに委員になって取り組んで参加していただいております。

やはり平泉町と一緒に取り組んできているというところが、1つ特徴であります。

3大フェスティバルというような形で取り組んでいるというのが1つ大きな特徴のかなと思います。

それから先ほど本編の16ページでお話しがありましたが、令和2年度の数字を見ますと、大きく減っている観光地がある中で、須川高原につきましてはコロナ禍であっても大きく減っていないという観光地の1つですし、それからその下の館が森のエリアについてもコロナ禍であっても市の中では減らなかった観光地ということで、エリアとしては特徴的な形だというように思います。

今後も1人で訪れても安心という観光地、具体的な取り組みについてはまだ予算化はしていないところですけども、考え方としましては、やはりコロナ禍を見据えてユニバーサルツーリズム、誰でも安心して訪れる観光地であったり、コロナ禍で特に宿泊応援割などについても市民の方々にたくさん泊まらせていただいて、応援していただきましたので、引き続きマイクロツーリズムであったりそういったものを推進していきたいと

というには考えているところでございます。

具体的な事業というのはちょっとまだ御紹介できないのですが、そういう考えでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：やはり計画の体系の基本理念にもある、本市としてはやはり恵まれた自然と悠久の歴史とうたっているとおり、住んでいる市民も、一関市のいいところは自然が多いところだというようなアンケートの回答が出ている調査結果が多くあります。

そういったときに、先ほど観光立国推進計画に基づいてやっているということだったので、やはりそこでの理念というのは住んでよし訪れてよしということで、今はコロナ禍でインバウンドよりも、地方を中心にした地域住民に最優先の観光を計画することによって、地域住民からも信頼されるし、訪れる人も安心して訪れられるという地域になるということだと思えます。

そういったときに、今のお話を聞くと、お隣の世界遺産平泉に大きく連携するという計画があるのですが、そういうことではなくて一関市自体のその観光資源をしっかり自然を共有する、全国的に求められているのは農業体験とか、工芸品の作成とか、川とか、森林浴とか、登山とか、そういったところの多角的な計画を地域にあるそういう特徴を生かした観光をピックアップすることによって一関市に訪れる人も多くなるし、地域の住民が活用するという状況にもなるということのようです。

そういった場合、もう少しこのターゲットとかイベントを、一関市ならではのこういったイベントだということをもう少し厳選して取り組む必要があるのかなというように感じましたので、もう少し具体化するときに考えていただければと思います。

38ページに具体的に地域ごとに出ていたと思うのですが、一関地域を見てみると、歴史の小道というのがあるのですが、ここが市民でも議員でも具体的によくわからないという部分が聞こえています。

重点取り組みにするのであれば、もう少しどういうものかというのをわかりやすく、地域住民もわかるような取り組みが必要だと思いますし、物産と観光展、これが地域ごとにつながっている自治体がそれぞれ違いますけれども、これは、例えば合併前とのつながりでこういうようになっているのか、物産展とか観光展をやっている各自治体の、そういったところに常設のブースやアンテナショップがあるのかということをお教えいただきたいですし、一関地域だとこの真湯・祭時地区への誘客というところも取り組みの重点だということなのだと思いますが、ここでリモートワークなどの環境整備、これをどのように進められているのかお伺いしたいと思います。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：最初に真湯地区でのリモートワークの関係ですが、いちのせき健康の森に昨年テレワーク室を整備してございまして、そういった部屋を活用しながらワーケーションであったりプレジャーの取り組みを進めてまいりたいと思います。

それから物産と観光展の関係ですけれども、これにつきましては基本的には各地域で書いてあるものにつきましては合併前からのつながりを大事にして維持しているというものになります。

常設の例えば観光ブースであったり、そういったものについては、常設のブースというのは残念ながらできていないところでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：どのような形で物産と観光展の開催が行われているのか。

各地域、各自治体と、そういう計画があるのかお伺いしたいですし、祭時地区のリモートワーク、ワーケーションということを、前市長が言われていたのですけれども、いちのせき健康の森を主体にした地域づくりというのはどういう形で提案されているのかお伺いしたいと思います。

委員長：八重樫商工労働部長。

商工労働部長：順番が逆になりますが、リモートワーク、ワーケーションの関係ですけれども、現在市では地域おこし協力隊の民間の方をお願いして、一関型のワーケーションがどうあるべきかというのを今まさに検討している最中でございます。

その検討結果によりまして、いちのせき健康の森のワーケーション施設をいかに生かしていくか、あともちろん公営だけではないので、例えば民間の温泉宿もたくさんありますけれども、かわりあるいは近隣の宮城県栗原市とかそちらのほうとの近隣自治体とのかかわりも含めた中で、一関市のワーケーションをいかに組み立てていくかと、こういった形が位置づけに合うのかというのを今まさに検討しているところでございます。

後ほど、お示しできる部分あるいは事業化になるときが来るものと思いますけれども現状としては、検討中というようなところの話でとどまるところでございます。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：観光と物産展の年間計画ということでございますけれども、基本的には相手先のイベントの日程に合わせて、それぞれ出店というか参加するという形でそこで物産展として一関市の例えば大東地域とか千厩地域というような形で、それぞれ地域ごとにここに記載しているものは今のところは参加しているというような内容でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：まず教えてください。

1点目は、計画の14ページのところで、一関市の観光入込客数は平成30年度がピークになっているということですが、7ページ、8ページを見ていくと岩手県で言うと平成30年度ではなくて令和元年度がピークになっていると。

次の8ページも同じように外国人も平成30年度ではなくて令和元年度がピークになっていて、これの一関市と岩手県の整合性が違うところの理由がわかれば教えてください。

2点目は、計画の概要ですけれども、計画の目標についてお尋ねしますけれども、指標の現状として令和元年度を指標にしているわけですけれども、言葉の使い方として現状ではないですよ、令和元年度は。

ですので、その言葉の使い方として国と岩手県と同じように令和元年度の3年前だけでも現状という言葉を使っているのかどうかということと、先ほどの質問と関連しますが令和元年度ではなくて平成30年度にピークが来ていると。

そこを1つの目標にしているという意味だと思のですが、年度としてこの年度が本当に適しているのかという説明をいただきたいと思います。

3点目としては、その一番下の観光消費額、124億円ということですが、結局その入込数があったとしても、最終的にはどれだけ地域にお金が回っているかというのは、1つの指標としてこの指標はいいと思うのですが、これの出し方の説明が先ほどの概要には書いていたと思うのですが、計画の29ページの一番下にその観光消費額の計算の仕方が書いていますが、ちょっとこれの説明を教えてくださいと思います。

3点についてお願いします。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：まず1点目でございますけれども、岩手県の観光入込客数のピークが令和元年度で一関市は平成30年度ということで、その整合がとれないのではないかとことですけれども、ここの整合がとれない部分の原因といたしましては、この令和元年度につきましては、秋のイベントシーズンあるいは観光シーズンに大型台風がきまして中止となりました。

全国もちフェスティバルと一関・平泉バルーンフェスティバルは中止、全国地ビールフェスティバルは8月でしたので行いましたが、台風の影響によって観光入込客数が伸びなかったというのが一番大きな要因になります。

そういうことで整合がとれていないということでございます。

それから2点目の、7の計画の指標のところの現状の数値を令和元年度にしていると、現状という表現につきましては、すみません後ほど回答いたします。

まず観光消費額の出し方について説明させていただきたいと思いますが、都道府県に対して観光庁が作りました観光入込客統計に関する共通基準という基準がございますが、市町村に対しては特に定め方についてのルールはないところでございます。

基本的にはいわゆる共通基準に準じた形で積算したいと考えているところではございます。

方法といたしましてはまず観光入込客数、延べ人数回になりますけれども、延べ人数回をまず把握しまして、そのあとに観光地点のパラメータ調査という、実際に対面でお聞きする調査を行わなければなりません。

これについては市で直接行っている調査ではありませんので、世界遺産平泉・一関D

MOで毎年対面調査を行っておりますのでそれを使わせていただくということで、その中で使っているものは1人当たり何地点訪問するかという数字を使わせていただいております。

延べ人数回を、1人当たり何地点を訪問するかという数字で割り返すことによって一関市に訪れた実人数を推計いたしまして、あとは宿泊についてはおおむねの宿泊人数を県内、県外というように押さえておりますので、岩手県の宿泊の平均単価を宿泊人数に掛けまして、宿泊分の消費額が出ます。

あとはいわゆる日帰り分については、推計した実人数から宿泊の人数を引いた残りの人数が日帰りの人数になりますので、岩手県の日帰りの平均単価を掛けたものが、この124億円という数字になります。

口で説明するとなかなか複雑ですけれども、そういった形で推定をしたところでございます。

それから、基本的に先ほど申しましたとおり、令和元年度につきましては確かにそういうイベントの人数は入っていないところでございますけれども、確実なとか着実な数字、通常の年でこれぐらいは見込めるというところで現状値を令和元年度においたというところでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：現状の言葉の使い方が、国と県と整合性があるかということをもう1回聞きますが、イメージとしてはその一関市のピークだったのが平成30年度だから、その5年間で同じ数字まで戻しますよという、ピークのところに戻しますよという意味で平成30年度がいいのではないかと思ったので私は聞いたのですが、これが国、県が令和元年度であれば同じものを持ってきているのかなという予測のもとで質問をしましたがけれども、そこら辺もう1回回答をいただきたいですし、今、観光消費額について説明をいただきましたけど、それまず書くべきですよ。

これがどのような額なのかということ、どのように計算されるのかと。

なぜかというやはり統計というのは、世界遺産平泉・一関DMOがやれば簡単に、例えば数字は変えられたりもするわけでありますから、きちんと事前にこのKPIの事実はこういう人数ですよということで、きちんと皆さんが市民の方々にも知らせる、この言葉自体は広く市民の方が知らない言葉だと思いますので注釈をつけるべきだと思いますし、最後は意見になるかもしれませんが、イメージとしてはそのコロナ禍が収束する前は、先ほど岡田委員も言いましたけれども、地域内の人たちがいかに地域内を回るかということをおぼやしていかないと、インバウンドは望めないわけですから、そういった指標をまず置く、地域内の方々がどのような利用をするかというものをやはり目標値にしながら消費も含めて計算する、今度はインバウンドが、私は令和8年度だとは思いませんけれども、インバウンドが入ってきたら今度はその人たちをどう入れるかという、二段階方式のこの5年間の計画にはなるのではないかなと思うのですけれども、そういったものが国、県の中でどのような仕様になっているかちょっとわかりませんが、そういったものの計画が必要なのではないかと私自身は考えました。

それについて地域内循環の考え方をもっと指標として入れたほうがいいのではないかと  
いうことなのですからけれども、その部分についてももう一度、御意見をいただければと思  
います。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：まず1点目の現状の国、県の現状の把握の仕方というところですが、県は  
まだ計画の期間中でありまして、国については先ほど申しましたけれども、今策定作業  
中ということで、何と言いますか、明確に示されていないという状況であります。

なお令和元年度、外国人の入込客数の4万2700人ほど、これについては過去最高の数  
字ということで、そこは年度としては令和元年度で整合をとったという1つの理由では  
ございません。

地域内経済循環の指標の考え方ですけれども、数字の把握の仕方であったり、その部  
分で課題が非常に多い部分でもあります。

どのように把握したらいいとかその辺を今後、研究して、指標として入れるかどう  
か検討させていただければというように思います。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：これは市民の方が見ますので、その市民の人たちがわかる数字。

先ほど私が質問したものはRESASを見ればすぐにどれだけの人たちが一関市に  
来ているかは数字が出ますので、それを市民もRESASを見ればどこから一関市に  
来ているのか、昼に来ているのか夜に来ているのかもわかりますし、お金をどこまで  
落としているかというところまでそこから推測もできるわけですから、そういったもの  
をぜひ指標としながら、目標としながらということをお願いしたいと思います。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：何点かお聞きしますが、概要の右下に市の役割というのがありますが、  
その中で総合産業としての観光産業の振興策と書いてありますが、総合産業という  
のはどのようなイメージを持っているか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから令和3年度までの計画の中では、国際会議等誘致方策の検討というの  
が入っていたのですが、これが今回なくなりました。

新型コロナウイルス感染症の影響もあるのか、それともここには国際会議を  
やれる施設がないからなのかその辺の理由をお聞きしたいと思います。

それから3点目として、今、一関市観光協会では千厩地域、花泉地域あたり  
で芭蕉の道、奥の細道を歩いてそれを観光資源にしようという動きがあると思  
いますが、それが今回の計画の中に盛り込まれているのかどうか。

それからもう1点は、花と泉の公園でございますが、今各地にベゴニア館の  
看板があります。

宮城県栗原市の若柳町のほうから入ってくると大きな看板があつて片方にはベゴニア、片方にはぼたんというように大きい看板があるわけですが、それを見た県外の人が花と泉の公園に来て、あれ、やっていないの、ということで残念がって帰るケースが多々あるのです。

その辺、その看板をどうするのかをお聞かせいただきたいと思います。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：まず1点目の総合産業としての観光産業ということについてはやはり観光は非常に裾野の広い産業と言われております。

交通機関しかり、宿泊しかり、あるいは日帰りの観光事業者の皆さん、お客さんが来れば飲食していただきますし、お土産なども買っていただく、宿泊施設については例えば可能な限り地域の食材を使つていただくとかそういったことでも波及効果の高い産業というように言われておりますので、やはりその辺をイメージしてその辺を考えましてこのような表現にしたところでございます。

それから、国際会議につきまして前計画では確かに国際会議について誘致するということが記載はしておりましたけれども、今回の計画については、市内で以前はベリーノホテルで設備もあつてそういった表現もしたかと思ひますけれども、今回につきましてはちょっと見合わせたというところでございます。

それから、3つ目の一関市観光協会と行つてゐる芭蕉の道のツアーについての具体的な記述はしてございませぬけれども、区分としてはマイクロツーリズムというようなくりになります。

住んでゐるところから一、二時間の範囲内での小旅行というようになりまふのでマイクロツーリズムの記載、それから史跡の活用とかというようになりまふので個別具体の記載はしてございませぬけれども、取り組みとしては記載してゐるつもりでございませぬ。

それから花と泉の公園の看板のベゴニア館の関係ですが、これについては修繕する方向ではあるかと思ひますのでございませぬけれども、すみませぬちょっと確認して回答いたします。

委員長：八重樫商工労働部長。

商工労働部長：花と泉の公園に関しては花泉支所でとつてゐる予算ではあるかと思ひますが、聞くところによりますと一気に全部修繕するのは金額的にかさむので、なかなか修繕できないということですが、取り外しあるいは書きかえといった格好での修繕に関しては、今後進めていきたいというような話は出てゐるところですが、それをいつどの程度どの時点でどれぐらいやるのかというところまで、きょうは資料を持ち合わせてございませぬ。

委員長：休憩します。

(休憩 14:59~15:02)

委員長：再開します。

小山委員。

小山委員：1つは、復興道路あとは復興支援道路が整備されて、三陸縦貫自動車道が仙台市から沿岸を通過して北上して八戸市まで全線開通しました。

やはり国道4号沿いの東北自動車道のほうから沿岸のほうに行くのではなく、沿岸のほうから内陸のほうに来るといふかそういう1つのルートを開拓といふかそういう東北自動車道だけではなくて、沿岸のほうから横道にそれて平泉とか、須川とかといふようなルートの誘客のほうも考えてもらいたいといふことと、それから気仙沼市と一関市は友好都市になっています。

そういう部分でお互いが案外近いものだから物産といふかそういうものがあまり密ではないのかなと思われまふので、一関市のもの、沿岸のものを交互に物産展をお互い積極的に交流してもらいたい。

そういうような形をつくってもらえればなと思ひます。

意見になってしまいましたけれども、以上です。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：以前、仙台空港の職員のお話しを聞く機会がありましたが、やはり観光客の方は空港を選ぶときに、空港から2時間以内に行けるところを基本的に考えて空港におりるといふことで、仙台空港ですと三陸自動車道が通ったことによりまして気仙沼市まではおそらく2時間かからないといふことは、室根地域も津谷川を通過してくればもう少しかかるかもわかりませんが、そういう利便性も大分向上しておりますので、室根山にかかわらず東のほうから入る、小山委員がおっしゃったような形での取り組みも観光協会などに働きかけていきたいと思ひます。

それから気仙沼市との物産関係の取り組みにつきましても、既に農林部のほうでは、例えば新鮮館おおまちでまるごと応援し隊の皆さんがレシピを考えた中で、セットの商品を販売しているのですけれども、その中でワカメだったりお魚であったり、気仙沼産のものも入れた商品も開発したりして販売もしておりますので、そういったものに応援したり働きかけをしていきたいといふようには考えております。

委員長：小山委員。

小山委員：物産展ですけれども、気仙沼市でやるときは一関市から行って、何といふかブースみたいなものに一関市の物産を出すし、一関市でやるときには気仙沼市の物産を販売するような、農業祭とかそういうようなものがお互いにあると思ひます。

そういうところには一関市のものを出すとか、これが逆に一関市に気仙沼市のものを出すとかといふような交流を積極的にやってもらえれば、より交流が図られるのではないかなと思ひますけれども、その友好都市をどうして結んだかといふ原点に立ち返っ

て、私のところは昔、直隣で、気仙沼市と友好提携をしましたが、なぜしなければいけなかったかというその前提があるのです。

そういうことがあって一関市と気仙沼市が直隣になったのだけれども、最初に友好都市をなぜ結ばなければいけなかったかというような関係をひもときながらお互いをPRしてやるというか、身近なだけにもっと積極的にやったほうが近いからいいのではないかというように思います。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：意見ですけれども、一関市の隣には平泉町の世界遺産がございまして、以前、平泉町で働いていた経験から、平泉町は宿泊施設がほとんどないに等しいので、観光客が来るけれども通過していただだけだということで、これが北に行くか南に行くか、一関市になるか花巻市とかになるかというようなことを聞いたことがあります。

紅葉シーズン観光シーズンになると、観光バスが渋滞しているという状態もありますので、そういった方々も一関市に入り込めるような何か工夫とかをしたらいいのではないかなという私の経験からの意見でございます。

委員長：三浦観光物産課長。

観光物産課長：提案しました一関観光振興計画概要の中で7の計画の指標というところで、観光消費額のところの目標設定の考え方とところで、参考指標としての観光消費額は岩手県観光統計や世界遺産一関・平泉DMOとなっておりますがこれは正しくは平泉・一関DMOでございます。

失礼いたしました。

委員長：ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：ありませんので以上で、質疑、意見交換を終わります。

一関市観光振興計画の策定についての調査を終了します。

商工労働部長を初め、当局の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。

それでは職員入れかえのため暫時休憩します。

(休憩 15:10～15:20)

委員長：再開します。

次に、3の一関市公園条例の一部を改正する条例の制定についてから、5の災害公営住宅への一般入居についてまで、以上3件を一括の議題とします。

当局より説明を求めます。

鳴原建設部長。

建設部長：今回説明する内容は、2月通常会議において条例の一部改正の提案を行うものとして、一関市公園条例、それから一関市営住宅条例の2件を予定していますので、条例の改正内容について事前に説明をさせていただきます。

それから、東日本大震災から10年が経過していますが、これまでに災害公営住宅への被災者の入居実績もないことから、今回災害公営住宅への一般入居の手続を進めるのに当たりまして、事前に委員の皆様にご説明させていただきます。

それでは詳細のほうを都市整備課長から説明させます。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：私のほうから御説明を申し上げます。

最初にA3判の管内図をごらんください。

こちらが今回御説明する内容です。

最初に、一関市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ちょうど図面の真ん中にあります蘭梅山いこいの森公園というのがあります。

管内図でいうと、この本庁舎から北西に向かったところにあるそちらの公園は、一関市公園条例で制定されていたものを一関市公園から都市公園として変えたいというような、条例の一部を改正するといったこととございます。

その下に、ちょうど蘭梅山いこいの森公園の下に、災害公営住宅というようなものがあります。

沢内アパート2号棟と四角く囲まれたところがあります。

ここは災害公営住宅の一般入居についてということで、最後に説明する部分の位置とございます。

この管内図の左下の部分をごらんください。

市営関が丘アパートということで、もしかしたら視察に行かれた委員もいらっしゃるかもしれませんが、今回写真の左上の1号棟と2号棟を、市の住宅条例からこれを廃止して、行政財産から普通財産にいたしまして総務部のほうで売却をしてみるといったことでの条例の廃止をするものです。

それに伴いまして市営関が丘アパートの住所が1号棟、2号棟の住所になっているものですから、それをどちらのアパートを変更してもいいように、関が丘という字でとめて、何号とか何番地というのを直したいといった一部改正とございます。

そして、右下の川崎地域の市営銚子団地という住宅とございますが、これは以前に解体しておりますのでこの機会にあわせて条例から除きたいというような改正とございます。

それでは、資料の説明をいたします。

最初に1ページ目をお開きください。

こちらが一関市公園条例の一部を改正する条例の制定ということで、要旨は蘭梅山いこいの森公園を市公園から都市公園に変更することに伴い、所要の改正をしようとする

ものでございます。

1 番目に新旧対照表がございます。

左が改正前で蘭梅山いこいの森公園という名称と、位置が一関市山目字館 64 番地 2 というのがございます。

それを、こちらのほうから削除いたしまして、都市公園のほうに移すというものでございます。

2 番の改正の概要ですが、ポツの 3 つ目です。

公園の区分変更に伴って新規の整備事業や保安林の廃止などを行うものではなく、現状のまま管理を継続するものということでございます。

保安林は蘭梅山いこいの森の多数を占めておりまして、そこはやはり干害防止及び市民の健康増進のために必要な森でございますのでそれをそのまま存続すると、なぜこの経緯が出てきたかというのがポツの 4 番目になります。

整備当時、都市公園に指定することを検討していたが覚書が支障となり、都市公園には指定できなかったといったことで米印にその覚書が書いております。

その当時は、やはり林業部門との調整が難しく、市公園といった形になりましたが、都市公園にすることで後ほど御説明しますが、地方交付税の基準財政需要額という歳出の部分がふやさされて、その分交付税の額が多く算定されるような傾向にありますことから、このような運びになったということでございます。

2 ページ目をお開きください。

令和 3 年度、改めて都市公園に指定するための規制等を県の関係課に確認したところ、指定が可能であることがわかったことから手続を行い、令和 4 年度から都市公園として管理していきたいというものでございます。

3 番目が公園の現状でございます。

都市公園は市内に 86 カ所、これは都市計画法に基づき定められた都市計画区域内というものは市内に 3 地域ございます。

一関地域と千厩地域と東山地域でこの都市計画区域内に存在する公園がほとんど都市公園だと思っていただければと思います。

そのほかの地区にございます市公園というのがございます。

一関市公園条例で、名称がきちんと定められている公園でございます。

現在は蘭梅山いこいの森公園は市公園に位置づけられているといったことでございます。

(3) は、こちらのほうの委託料等々で 300 万円ほどかかっていると、敷地は山目生産森林組合の所有する土地であり、そこから市がお借りして、地上権設定をして、そのところの土地の所有者の上のところは、当分の間公園として使わせていただきたいということで、登記もしてある土地でございます。

4 番目が、蘭梅山いこいの森公園開園までの経過でございます。

平成 3 年度からいろいろありまして平成 17 年の市町村合併時に一関市公園条例に制定をして旧一関市で定めておりました、一関市市民の森公園条例を廃止しております。

5 番目は協議経過でございますので、後ほどごらんいただければと思います。

4 ページ目が、今回変更することによる効果を記しております。

先ほど申し上げましたとおり、市公園から都市公園に区分を変更するだけで、公園の名称や管理方法、新たに整備することはございませんが、都市公園として告示することで、面積分が普通交付税の基準財政需要額として算定可能となります。

米印の普通交付税の公園費のうち、都市公園の面積を測定単位として算定する分が増加すると。

基本的に普通交付税の算定というのは測定単位というのがありまして、その1つに都市公園面積というのがあります。

全国10万人規模で大体どれぐらいかかるというのを単位費用といった形であらわしておきまして、これが1000平米当たり、全国では3万7000円ほど人件費を含んでかかっているだろうということを示されておりますので、今回、15万3000平米に3万7000円/1000平米当たりを掛けまして、年間560万円ほどふえるのではないかとということで、ここで増額分ではないと書いておりますのが、交付税というのは1円単位までこの計算式が当てはまるわけではなくて、最後に補正係数とかその年の財政事情、国の財政事情によりまして、割り落としと言いましてパーセンテージをちょっと落とされたり、逆にふやされたりするというのがありますので、おおむね500万円ほど入ってくるということで結果的に普通交付税が増加することから、維持管理経費の歳入の確保につながるということで、より市民が利用しやすい公園の経費の一部に充当させていただきたいということでございます。

これがまず1点目の御説明になります。

あと関係法令は後ほど不明なところがあれば御質問いただきたいと思います。

7ページ目をお開きください。

こちらが蘭梅山いこいの森の都市公園区域でございます。

青に塗ったところが都市公園区域として、日ごろ市民の方が大体1日平均で20人ほど利用しているという公園でございます。

今でも積雪時でも利用している公園でございます。

この白地になっている部分は、配水池とか電波塔とか公園ではない、除かなくてはならない部分で、その部分は白く抜いてあります。

続きまして、8ページをごらんください。

項目は一関市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてということで、今回はその条例の中の一部、1つ目が市営住宅の駐車場使用料の算出に用いる消費税及び地方消費税の税率を見直し、市営関が丘アパートの所在地の変更が2つ目。

市営銚子住宅の廃止の3項目について、改正しようとするものでございます。

1番目の新旧対照表でございます。

駐車場使用料の算定について、説明欄にはないのですが、簡単に御説明をさせていただきます。

最初に、市営住宅をつくる際に、新たに駐車場の利用料を設定するために今回の改正があるわけなのですが、既存の今まで入っている方々の駐車場料金の改定をするものではございません。

新たに市営住宅をつくる場合に、その市営住宅の使用料として幾らかけたらいいかといった建設整備に新たに消費税が変化してもいいような改正になっております。

改正前は、第 52 条で、駐車場の使用料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれの同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額とし、その合計額に 5% の消費税だったときの内容がそのまま残っております。

5% を乗じて得た額と、改正後は、同じく合計額のところは同じで、消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加えた額として、今後の改正がないような形で何% ではなくて、その大もととなる法律の改正で示された額を限度として、近傍同種の駐車場の使用料を勘案の上、市長が定めるものとしております。

改正の 2 項目めが別表の中になります。

先ほど申し上げた関が丘 2 番地 1 というのが赤字で書かれておりますけれども、それは 1 号棟と 2 号棟の代表の番地でございますので、関が丘アパートは 9 号棟までありますので、1 号棟、2 号棟が廃止となれば 3 号棟の地番を書くのではなくて、ここはもう 3 号棟から 9 号棟まで関が丘アパートなのだといった形で、どれを用途廃止しても条例変更が容易なように、こちらのほうの番地を定めていない改正をしようとするものです。

あと 3 項目めが川崎地域にあります市営銚子住宅のほうは全て解体をしておりますので、この機会にあわせて削除しようとするものでございます。

9 ページ目です。

2 番目の改正の概要について簡単に申し上げます。

市営住宅の駐車場使用料の算出に基づく消費税の税率の改正というのが第 52 条でありまして、今までは現行の駐車場使用料算出を御説明しますと、償却費、修繕費、管理事務費の合計に 5% を乗じて得た額が限度額となっており、5% は消費税率及び地方消費税率をあらわしている。

これが 8% に引き上げられた時点で、もしくは 8% から 10% に引き上げられた時点のいずれの時点においても、やはり低所得者というか住民のためのということで、最初は据え置いておりました。

今回公共施設の使用料の見直しに合わせて検討することとしていたものですから、2 月通常会議での改正を提案するものでございます。

もう 1 つは 5% を率で改正したいというものでございます。

最後のポツがポイントなのですが、既設の駐車場というのが藤沢地域に 2 カ所、川崎地域に 1 カ所、一関地域に 1 カ所あるのですが、それを使われている方の駐車料金については改定せずに、今後新たに整備する駐車場の使用料の算出に適用するものでございます。

(2) は先ほど申し上げた関が丘アパートの所在地の変更といったことで、1 番目のポツのポイントは令和 3 年度末に 1 号棟と 2 号棟の用途廃止を予定しております。

そのままの状態では財政課のほうに普通財産として所管を移しまして、財政課のほうでは建物を建てたまの公売に挑んでみるという計画でございます。

あと真ん中の米印の下のほうで、1 号棟と 2 号棟の概要を御説明したいと思います。

1 号棟は昭和 45 年度建設、平成 22 年度に最後の入居者が退去と、2 号棟は昭和 46 年度建設、平成 29 年度に最後に入居者が退去して、今管理はしておりますが、何分にも管理と言っても人が住んでいないものですから、老朽化が進んでいる状態にありますので

適正な景観と住宅管理をする上でも、こちらのほうは条例から外して用途廃止をしていきたいといったことをございます。

続いて 10 ページ目をお開きください。

(3) 市営銚子住宅（川崎）の廃止と書いてありますが、平成 27 年度に建物の用途を廃止し、平成 28 年度に建物解体が終了している市営銚子住宅について、所在地を削除するといったものをございます。

今回なぜ出てきたのかというのは下から 1 番目のポツと下から 2 番目のポツになっております。

令和 3 年 3 月に策定した公営住宅等長寿命化計画におきまして、長寿命化計画というのは今ある住宅を直すものは直す、廃止するものを廃止していくという計画なのですが、令和 12 年度までの計画期間中に市営住宅の新設、建てかえは行わない方針と計画したことから、今回、跡地の用途を廃止し、条例から削除するものをございます。

それではこちらのほうの 12 ページ目、概要を簡単に御説明させていただきます。

こちらが市営関が丘アパートの位置図になります。

上のほうが 1 号棟、2 号棟ということで J R 一ノ関駅東口に近い側になります。

こちらが山で言えば麓のほうになりますが、そこから坂道を上がって行って、大体、丘の上のほうに 3 号棟、4 号棟、5 号棟、6 号棟、7 号棟、8 号棟、9 号棟があります。

ここに県営住宅等も建っておりますし、以前の雇用促進住宅等もこの付近にございます。

そしてこの 1 号棟、2 号棟の屋上のほう、真ん中の写真をごらんください。

1 号棟、2 号棟の屋上なのですが、やはりこちらのほうは結構老朽化が進んで、防水が完全ではございませんので、この防水対策をしなければ、次の入居というのは難しいのかなということで、入居の募集を取りやめていたところをございました。

1 号棟、2 号棟の側面から見た図では比較的立派に見えますけれども、中身はちょっと複数の人が住むには狭いということと、やはり、設備、配管のほうに傷んでおりますので、廃止せざるを得ないといったことをございます。

13 ページ目をお開きください。

これが川崎地域にあります市営銚子団地の位置図をございます。

川崎支所が北上川沿いのところにありまして、そこから西のほうにいった県道及び市道の北西側にございます。

今は更地になっている状況をございます。

14 ページをお開きください。

これは御説明する最後の項目です。

災害公営住宅への一般入居ということで、要旨は災害公営住宅の入居対象者を被災者のみとする現行の取り扱いから、他の市営住宅と同様に、一般の住宅困窮者の入居も可能とする取り扱いに拡充を図るものと、これは条例上は何も変更はございませんが、災害公営住宅は被災者のための住宅として整備したのですが、東日本大震災等の災害から一段落ついたところで、公営住宅の適正な利用と効率化のために、一般の方も入居させようというものをございます。

(1) の災害公営住宅については、整備戸数が 27 戸、入居戸数が今 20 戸といったこと

で令和2年度の22戸が被災者の入居戸数のピークということになっております。

ですので、7戸ほど整備戸数と入居戸数に差があるわけなのですが、この分は被災者のためにあけておいたのですけれども、やはり落ち着いているので、あいたままにするよりは一般の方を入れて生活困窮者の住環境の改善に努めたいと思っているところがございます。

(2)のほうは一般入居についてということで、現在は御説明したとおりでございます。

これまで市内及び県内外の被災者への周知を図るため、周知はしてきたつもりでございますが、直近3年間における被災者からの入居相談は1件であり、入居に至ったケースはございませんでした。

災害公営住宅の一般入居については、岩手県の通知で、岩手県における災害公営住宅への被災者以外の入居に関する運用についてに基づき、検討してきたものでございます。

そして令和3年8月11日付で岩手県を通じて、国土交通省東北地方整備局に災害公営住宅の一般入居について事前協議を市のほうで行いました。

その結果、令和3年8月23日に一関市の災害公営住宅への被災者以外の入居について手続を進めて問題ない旨の回答があったために、このような取り扱いをするといったものでございます。

(3)は参考ですのでごらんいただければと思います。

岩手県内でも、順次一般化しているといった内容でございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願いを申し上げます。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

岡田委員。

岡田委員：確認なのですけれども、市営関が丘アパートの駐車料金について、現在の使用料が変更するものではないということなので、今利用している人については駐車料金も変わらないということでしょうか。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：委員、お見込みのとおりでございます。

最初に関が丘とありましたけれども、実際のそちらの駐車場料金がかかっている住宅というのは藤沢地域2カ所と川崎地域に1カ所、あと一関地域の沢内2号棟の1カ所で合計4カ所となっております。

ちなみに藤沢地域が大母住宅、梅が岡住宅と、川崎地域は漆崎住宅でございます。

これが今、駐車場料金がかかっている市営アパートでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：これは今後新しく整備した場合の駐車料金に反映していくということなのですけれども、

今説明があったとおりに、公営住宅の長寿命化計画によると、令和12年度までの計画期間中は新しい市営住宅の新設とか増設もないということなので、令和12年度以降の令和13年度以降のことになるということですか。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：今のところその計画年次で進めておりますが、何らかの事情で変わる場合もありますので、その際においても、駐車場の整備の基準は定めておかなければならないので今回改正をしようとするものでございます。

このままの景気とか人口動態でいけば、この計画は令和12年度まで間に合うのですが、何かのいろいろな要因で、もしかしたら人口急増になる可能性もないわけではございませんので、そういった場合には住宅を建てざるを得ないときもあると思いますので、そういったことをお含みいただければと思います。

委員長：岡田委員。

岡田委員：ちなみに最近の市営住宅の応募状況というのが、かなり低迷しているということが議会の中でも答弁があったのですけれども、現在どのくらいの状況になっているのかお伺いします。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：これは長寿化計画策定時の状況なのですが、平成29年度から令和元年度までの3カ年の平均で倍率が最も高いところでも、0.8倍といった形で入居を希望すればほぼ入れるといった状況になっております。

令和2年10月1日現在、平均しますと0.16倍となります。

すみません、先ほど私0.8倍が一番高いと申し上げましたが、一番高いところは2倍というのがありました。

そこも、入居者の調整によって、全て希望どおりに入られたということでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：公営住宅に入る人たちというのがやはり高齢者とか、子育て世代で、例えば上の階まで歩けない高齢者とかあと妊婦さん、そういった方が条件として1階を希望するということが結構聞こえてくるのですけれども、そういった場合にやはり1階というのは結構埋まっていて、そういったことでちょっと市営住宅に入るのをやめたというお話をいただいているので、今後新しくつくる場合、平屋の住宅などが市民のニーズに合うのかなと思うのですけれども、そういった点で現在2階以上のあいているところはあるのだけれど、その希望に答えられない場合とか、あと今後新設する場合の計画というのは、平屋を中心というのを今の想定している部分であるのかお伺いしたいと思います。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：実際新しく住宅を建てるというのは、今のところは計画していないところで、この今ある住宅の中から、改善をして、耐用年数を少しでも伸ばそうというのが基本的な考え方でございます。

改善をするには4通りの改善がありまして、1つは居住性の向上型といいまして、開口部の更新とか住戸内の改善、内装のリフォームをやっていくのが居住性の向上といわれるものです。

あと、岡田委員が御指摘されましたとおり、福祉対応型という改修の方法があります。

それは例えばバリアフリー化を進めるといったもので、1階のところはなるべく残していきたいと思いますといった考え方もそのとおりでございます。

あと3つ目が安全性確保型といいまして耐震性、防犯や

、事故防止に配慮した設備、建物部品の設置とか、そういうものでございます。

あと長寿命化型ということで、屋上の防水、外壁塗装と比較的金額のかかるものといったこの4つの改修を駆使していきたいと思っておりますので、確かに妊婦さんとか高齢者の方が2階以上の希望が少ないのは事実でございますし、1階の希望が多くて1階の募集がない場合には応募をお辞めになる方もいらっしゃると思いますけれども、市のほうでは高齢者及びそういった1階を希望される方には1階を用意できるような配慮に努めていく予定でございます。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：先ほどの駐車場の料金と消費税の関係なのですが、例えば1カ月3000円の駐車場料金をいただきますと言った場合に、その利用者からは5%で、750円消費税としていただく。

でも、市が消費税として納入するときには、3000円もらっているのものでその10%なので300円だと、そうすると150円分は、これは市の持ち出しというか、そのような、捉え方でよろしいのですか。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：委員が御心配のように、住宅の駐車場料金につきましては、市営で行っている時間貸しの駐車場の消費税申告とは異なりまして、こちらはあくまでも低所得者のための住居に必要な駐車場料金としていただいておりますので、消費税をいただいたからといって消費税申告をしているものではなくて、あくまでもこちらのほうの整備費がそのぐらい5%の時にかかります。

総経費といたしまして、100万円の工事費がかかったとすると5%がそこに入っているわけですので、それを長年に駐車場料金のスペースとかで割って算出するためのものがございます、決してお客様からもらった料金をどこかに納税するというものではな

くて、あくまでもその土地、駐車場整備費の合計額から割るための1つの消費税の算出ということになります。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：そうすると今度は新しくつくるところは10%だということになると、5%から10%になるということの根拠とか理由というのは、もう1回整理してお話してください。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：前回、駐車場を付帯の市営アパートを整備した時期の消費税率が5%だったために、今後、市営住宅を新規に整備してそこに駐車場をつける場合には、その建設当時の消費税の税率のもとで、駐車場料金を算定するためにこのような改正をしようとするものでございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：蘭梅山いこいの森公園なのですが、市の公園から都市公園に変えると。都市公園の中には種類がありますよね。そのどれに該当するのかなと思ひましてお聞きします。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：御説明が漏れておりましてすみませんでした。都市緑地といった形で、都市生活の中の緑の潤いを確保するための都市緑地といった格好の指定になるのかなというように考えております。磐井川緑地公園が都市緑地でありますので、あちらと同様の扱いと考えております。

委員長：ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ以上で、質疑、意見交換を終わります。

一関市公園条例の一部を改正する条例の制定についてから、災害公営住宅への一般入居についてを終了します。

建設部長初め、当局の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。

（職員退席）

委員長：以上で、本日予定した案件を終わります。

そのほか何かございますか。

千田恭平委員。

千田（恭）委員：岡田委員のほうから米の値段が下がったということで、概算支払金だったか何か、その声を聞くというか、そういった御提案があったように記憶しております。

水田活用の直接支払交付金という制度がございまして、去年の12月ごろだったか、農業新聞にもちょっと載ったということで、それを見た地元の農業法人の方が、これはかなり影響を受けるということで、急遽集まって国会議員の方にも直接その声を届けたという状況がございました。

それを受けて、市議会のほうでも、これ農業のことなので担当が産業建設常任委員会の管轄かなと思っているのですが、そういった状況を受けて何か当委員会としても例えば、国に対する意見書とかそういったことを、声を聞きながらの、動きをとる必要がないかどうか、皆さんの意見を聞きながら進めていっていただきたいなと思いますので、お諮りいただければと思います。

委員長：ただいま、水田活用の直接支払交付金の令和4年度の国の予算の関係で、従来の形から見直されたということのお話しだというように理解するわけでございますが、皆さんのほうから、ただいまの意見に対して何かございますでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員：交付金を受ける要件が、大分基準が変わったのです。

水張りを5年間やらなければ駄目だとか、意見を聞くと、できるわけがないということで、もう最初から交付金を削るためにそういう政策をしているのではないかという、そういった声が農家からは聞こえています。

かなりハードルが上がったという話です。

委員長：まず、ただいまの件について、当委員会でどういう取り扱いをしていくかということについては、実態をまず把握する必要があるのか、どのような影響があるのかということ、当局のほうから情報等どのような情報を収集しているか確認をして本当にどれだけ影響があるのか、従来の組み立ての中で、新しい制度もできている中での組み立てのようですから、この件についてどのような実態にあるかということ、当局から説明してもらおうという方向で、次回委員会を開催するというところでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ございませんのでただいまの件につきましては、この件についての当局の説明を求めるということについて、委員会を開催したいと思います。

日時等については当局の都合もあるので、正副委員長に一任願いたいと思います。

それでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

委員長　：異議ないようですのでそのように決定しました。  
そのほかにございますか。  
なければ以上で、本日の委員会を終了します。  
大変御苦労さまでございました。

（午後3時58分 終了）